

返戻金制度について

■返戻金制度に関する事項

当社の紹介により採用決定者（求職者）が入社後、退職に至った場合、
受領した紹介手数料の一部を、下記の期間及び割合に定める金額を求人者へ返還致します。

紹介手数料の一部を返金する場合は、以下の通りとする。

- (1) 紹介料の返金条件は、以下の事由に該当する場合においては返金に要否の検討を行う。
 - ① 申込企業に責のない本件技術者の都合の退職
 - ② 本件技術者の責に帰すべき重大な事由のある退職
- (2) アサノ東京は、返金の要否を検討する為に当事者にヒアリングを行うこととし、
当事者がこれを拒む等、事情の把握が出来ない場合、返金は不可とする。
- (3) ヒアリングの結果、退職理由について当事者間に対立があることが判明し、
アサノ東京がいずれかの主張が事実であるかを判断できない場合には、返金は不可とする。
- (4) ヒアリングの結果、紹介料を返金することになった場合は、以下の条件で返金する。

入社後、1ヶ月以内に退職した場合、紹介手数料の 80%返金

入社後、3ヶ月以内に退職した場合、紹介手数料の 50%返金